

各務原市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和6年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり監査の結果に関する報告を公表する。

令和7年2月28日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 榎 谷 清 美

各務原市監査委員 五十川 玲 子

財政援助団体等監査結果報告書（各務原市健康づくり推進協議会）

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2. 監査の実施日及び場所

令和6年9月25日から令和7年2月28日まで

各務原市産業文化センター8階第1特別会議室

（各務原市那加桜町2丁目186番地）

3. 監査の対象

健康フェスティバル事業（負担金の額：令和5年度2,971,405円）

（対象団体）各務原市健康づくり推進協議会

市民が健康で豊かな生活を営むために、「自分の健康は自分で守る」を基本理念として、栄養・運動・休養をバランス良く暮らしの中に取り入れ、市民の健康づくり推進のための環境・基盤に努めることを目的として設立された。

健康フェスティバルを実施し啓発を行うことで、健康づくりの推進を図っている。

（所管部課）健康福祉部健康管理課

4. 監査の主な実施内容及び着眼点

各務原市監査基準に基づき、市が財政的援助を与えている団体を対象に、当該財政的援助に係る出納その他の事務が目的に沿って行われているかどうかについて、あらかじめ提出された関係書類を確認するとともに、関係職員に質問して、回答又は説明を求める等の方法により実施した。なお、主な着眼点は、次のとおりである。

所管部 課関係	・補助金等の決定は、法令等に適合しているか。 ・補助金交付要綱等は、適正に整備されているか。 ・補助金等の交付目的及び事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。 ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 ・補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。 ・補助金等の交付団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容及び理由は、妥当か。
団体関係	・補助金等の交付申請、請求及び受領は、適時に行われているか。 ・出納関係帳票等の整備及び記帳は、適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。 ・補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 ・団体の監査役又は監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
その他	・監査委員が必要と認めたもの

第2 監査の結果

対象団体の財政的援助に係る出納その他の事務については、概ね適正かつその目的に沿って行われているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、その都度、口頭で留意を促し、指摘事項及び要望事項については、次のとおりである。

【指摘事項】（措置を講ずることを求める事項）

（1）事務処理規程、会計規程等の整備について

現在、団体の収入、支出等の手続が事務局長専決で行われているが、事務の決裁者の専決区分等を定めた事務処理規程、会計の取扱いを定めた会計規程等は制定されておらず、権限の定めがないまま、それぞれの事務処理が行われている。団体の事務は、市の規則等の直接的な適用はないため、適正な事務の執行の観点からも、早急に事務処理規程、会計規程等を整備されたい。

また、健康管理課長が事務局長として、健康管理係の係員が事務局員として、それぞれ事務に従事しているが、その根拠となるような明確な規程もないため、併せて規程の整備を行われたい。

（２）立替払について

団体の支出関係書類を確認すると、職員による立替払が複数見受けられた。団体事務における立替払は、市の公金の場合とは違い、完全に否定するものではないが、他の自治体における不祥事の例からもリスクの高い会計事務と言える。

立替払は、精算時に領収書の添付を義務付けたとしても個人のお金との区別が不明確となり、私用で利用した際の領収書の提出などの不正が行われる可能性があること、証拠となる領収書を紛失した場合に救済不能となることなど、不適正な財務会計事務につながることを考えられる。

今後立替払は行わないようにし、請求書払、口座振込による支払い等が困難な場合は、資金前渡により職員が現金を受領し、支払った後速やかに精算を行うよう徹底されたい。また、資金前渡による方法が可能となるよう適切に会計規程等の整備を行われたい。

加えて、団体の会計事務に関しては、収入・支出事務を１人の職員に任せきりにするのではなく、必ず複数の職員で確認するなど、万全な対応をされたい。

（３）講師謝礼金の源泉徴収について

講演会の講師に対し、謝礼金とは別に交通費が支払われていた事例があり、この交通費については所得税の源泉徴収が行われていなかった。

市が乗車券を現物支給する場合等は源泉徴収の必要はないが、交通費として実費相当額を講師本人に支払う場合は、講演料の対価としての性質を有すると認められ、源泉徴収が必要であると考えるので、適切に対応されたい。

【要望事項】

（１）契約事務について

テント・パネル搬入出設営業務の委託に当たっては、複数の業者から見積りを徴取することなく、特定の業者に発注をしていた。

協議会における契約事務には、地方自治法、市の契約規則等の規定は適用されず、市と同一の取扱いを行うことは必須ではない。しかしながら、協議会は市の財政的支援に依存する部分が非常に大きく、事務も市職員が従事していることから、市に準ずる取扱いを行うべきであると考えられる。

市から多額の公金が負担金として支出されていることにも十分留意し、今後一定の金額以上の契約については、複数の業者から見積りを徴取するルールを定めるとともに、随意契約を行う場合には、業者の選定に説明責任を果たせるよう十分注意されたい。

(2) 実績報告について

団体から令和6年3月31日付の実績報告書が同年5月14日に提出されている。負担金の交付の対象となる事業が、年度末まで行われないのであれば、年度末の3月31日まで待つことなく、当該事業が終了した後速やかに実績報告書を提出させ、適切に精算されたい。また、会計監査も適切な時期に行われたい。

(3) 各務原市口腔保健協議会からの助成金について

各務原市口腔保健協議会から2万円の助成金の交付を受けている。市から同協議会に対して令和5年度は30万円の負担金を交付していることから、仮に2万円の助成金の原資がこの30万円の負担金であれば、市から健康フェスティバル事業に対して、さらに2万円の負担金が支出されていることになる。

2万円の助成金がなくても、健康フェスティバル事業の運営に支障はないとのことなので、この助成金の受領について、再度検討されたい。

財政援助団体等監査結果報告書（各務原市観光協会）

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2. 監査の実施日及び場所

令和6年9月25日から令和7年2月28日まで

各務原市産業文化センター8階第1特別会議室

（各務原市那加桜町2丁目186番地）

3. 監査の対象

観光協会運営事業（補助金額：令和5年度1,000,000円 令和4年度1,000,000円 令和3年度1,000,000円）

（対象団体）各務原市観光協会

各務原市の観光事業の振興を図り、観光客の誘致を推進するとともに地域産業の発展及び向上に資し、あわせて国際親善に寄与することを目的として設立された。

観光地の宣伝紹介及び観光客の誘致、観光施設の整備・改善の促進、観光事業に関する情報の収集、特産品の販売促進等の事業を実施している。

（所管部課）産業活力部観光交流課

4. 監査の主な実施内容及び着眼点

各務原市監査基準に基づき、市が財政的援助を与えている団体を対象に、当該財政的援助に係る出納その他の事務が目的に沿って行われているかどうかについて、あらかじめ提出された関係書類を確認するとともに、関係職員に質問して、回答又は説明を求める等の方法により実施した。なお、主な着眼点は、次のとおりである。

所管部 課関係	・補助金等の決定は、法令等に適合しているか。 ・補助金交付要綱等は、適正に整備されているか。 ・補助金等の交付目的及び事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。 ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 ・補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。 ・補助金等の交付団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容及び理由は、妥当か。
団体関係	・補助金等の交付申請、請求及び受領は、適時に行われているか。 ・出納関係帳票等の整備及び記帳は、適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。 ・補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 ・団体の監査役又は監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
その他	・監査委員が必要と認めたもの

第2 監査の結果

対象団体の財政的援助に係る出納その他の事務については、概ね適正かつその目的に沿って行われているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、その都度、口頭で留意を促し、指摘事項及び要望事項については、次のとおりである。

【指摘事項】（措置を講ずることを求める事項）

（1）観光協会事務に関する内規について

現在、団体の収入、支出等の手続に関し事務局長が専決することができる事項、会計の取扱いに関する事項等については、「各務原市観光協会事務に関する取り扱い内規」（以下「内規」という。）に定められており、内規に基づき事務が行われているとのことであった。しかしながら、内規については、「各務原市観光協会規約に基づき制定されたものなのか。」「制定したのは、協会であるのか協会から委任を受けた会長であるのか。」など、その位置付けが明確ではないので、見直しを適切に行われたい。

また、内規は、令和6年10月1日に制定されたと思われるので、少なくとも同日以後の事務の取扱いについては、内規に定められた事務の取扱いに努めるとともに、必要に応じて適宜見直しを図られたい。

（２）立替払について

観光協会の支出関係書類を確認すると、職員による立替払が複数見受けられた。団体事務における立替払は、市の公金の場合とは違い、完全に否定するものではないが、他の自治体における不祥事の例からもリスクの高い会計事務と言える。

立替払は、精算時に領収書の添付を義務付けたとしても個人のお金との区別が不明確となり、私用で利用した際の領収書の提出などの不正が行われる可能性があること、証拠となる領収書を紛失した場合に救済不能となることなど、不適正な財務会計事務につながる考えられる。

今後立替払は行わないようにし、請求書払、口座振込による支払い等が困難な場合は、資金前渡により職員が現金を受領し、支払った後速やかに精算を行うよう徹底されたい。また、内規において、立替払が可能となるような規定が定められているので、内規の見直しも適切に行われたい。

加えて、団体の会計事務に関しては、収入・支出事務を1人の職員に任せきりにするのではなく、必ず複数の職員で確認するなど、万全な対応をされたい。

（３）補助対象経費について

懇親会会費、玉串料等の支出が補助対象経費として計上されているが、これらの経費は、公金である補助金の対象経費としては相応しくない。

各務原市観光協会運営事業補助金交付要綱においては、補助対象経費を「補助事業を実施するのに要する経費のうち、市長が必要かつ適当と認めたもの」と規定されているのみで、その規定ぶりは、曖昧と言わざるを得ない。どのような経費が補助対象外経費であるのか再度見直しを行い、要綱の改正を含めて、適切に対応されたい。

【要望事項】

（１）契約事務について

物産展会場設営業務等複数の業務委託に当たって、複数の業者から見積りを徴取することなく、特定の業者に発注をしていた。

観光協会における契約事務には、地方自治法、市の契約規則等の規定は適用されず、市と同一の取扱いを行うことは必須ではない。しかしながら、観光協会は市の財政的支援に依存する部分が大きく、事務も市職員が従事していることから、大きく市に依存していると言わざるを得ない状況のため、市に準ずる取扱いを行うべきであるとする。

他のイベント等で委託している実績があるといっても特定の業者に委託することは、競争性が働かず、委託金額が高止まりする可能性もある。

市から多額の公金が補助金として支出されていることにも十分留意し、今後一定の金額以上の契約については、複数の業者から見積りを徴取するルールを定めるとともに、業者の選定に説明責任を果たせるよう十分注意されたい。

（２）書類の不備等について

支出金調書において、相手方住所等の誤り、現金を受領した職員名の記載漏れ、支出金額の記載誤り、職員の押印漏れ等多くの書類に不備があった。また、根拠法令等の理解不足により、外部の視察研修への職員の関わり方、文書の発送方法、支払方法等においても適切ではない事例が見受けられた。

事務処理に当たっては、それぞれの職員が前例踏襲によることなく、根拠、手順等を十分に確認し、組織的な点検を行う等事務の改善に努められたい。

（３）講師謝礼金の源泉徴収について

講演会の講師に対する謝礼金に関し、所得税の源泉徴収が行われていない事例があった。今後、講師謝礼金については、適切に源泉徴収を行われたい。